

警視庁儀じよう隊規程

昭和49年1月9日

訓令甲第1号

存続期間

(目的)

第1条 この規程は、警視庁儀じよう隊（以下「儀じよう隊」という。）の編成及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 儀じよう隊は、次の場合に、と列又は儀じようにより受礼者に対して敬意を表することを任務とする。

- (1) 国内外の賓客が警視庁を公式訪問するとき。
- (2) 警視総監が着任又は離任するとき。
- (3) 警視総監の主催する儀式が行われるとき。
- (4) その他特に必要があると認めるとき。

(編成等)

第3条 儀じよう隊は、前条の任務を遂行するため、機動隊の隊員をもつて編成するものとする。

2 儀じよう隊の編成基準は、次表のとおりとする。

第一小隊	第一分隊
	第二分隊
	第三分隊
第二小隊	第一小隊に同じ
第三小隊	第一小隊に同じ

(隊員の研修)

第4条 警備部長は、儀じよう隊員の練度を高めるため必要があるときは、隊員を関係機関に派遣する等して研修させることができる。

(細部事項)

第5条 この規程を実施するため必要な事項は、警備部長が定めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和49年1月10日から施行する。
- 2 略〔警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正〕